

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

平成 30 年 1 月 29 日

公益財団法人広島県教育事業団理事長 樽谷 敏治

1 調達内容

- (1) 業務名
埋蔵文化財調査室パソコン等賃貸借契約
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで
（予定終期平成 35 年 3 月 31 日 5 年間）
- (4) 設置場所
公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
（広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号）
- (5) 入札方法
総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する金額を加算した金額（8 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島県ホームページにおいて公開されている、調達情報「平成 30～32 年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」によって資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号
公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
電話（082）295-5751
 - イ 交付期間
平成 30 年 1 月 29 日（月）から平成 30 年 2 月 6 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。
 - ウ 入手方法
上記アの場所で直接受け取り、又は埋蔵文化財調査室及び広島県教育事業団のホームページからのダウンロード、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記アの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手（140 円分）を同封すること。
- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 30 年 2 月 6 日（火） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 30 年 2 月 8 日（木）までに通知する。

(3) 機種提案書の提出

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、機種提案書及び必要な添付書類（以下「機種提案書等」という。）を提出し、審査を受けなければならない。

審査の結果、機種提案書等の内容が仕様書で提示した要件に適合しない場合は、入札の対象とならない。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 30 年 2 月 14 日（水） 午後 5 時

エ 提出方法

上記(2)エの方法

オ 機種提案書の審査結果の通知は、平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 5 時までに電話にて行う。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

平成 30 年 2 月 20 日（火） 午前 11 時

イ 場所

広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号
財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室 新収蔵庫 2 階

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札，入札に際しての注意事項に違反した入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号

公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室

電話 (082) 295 - 5751 ファクシミリ (082) 291 - 3951